第百二十条の八第三項中「特定収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する」を「第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故による」に改め、「低下（」の下に「これらのうち」を加え、「第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る」を削り、「その特定収穫共済限度額に」を「同号の共済限度額に」に、「その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額」を「当該共済限度額と当該生産金額との差額」に、「特定収穫共済限度額に対する」を「共済限度額に対する」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等に」を削り、同条第四項中「及び第二項」を「の減収量は、農林水産省令で定めるところにより算定するものとし、同項」に、「組合等が第百二十条の六第三項の規定により定められた」を「第百四十八条第一項第一号の」に、「農林水産大臣の定める方法」を「農林水産省令で定めるところ」に改め、同条第五項を次のように改める。

第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類についての第一項の規定の適用については、同項中「果実の減収量」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類の細区分ごとの果実の減収量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「減収量の基準収穫量」とあるのは「合計金額の基準収穫金額（当該細区分ごとの果実の基準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額をいう。）」とする。

第百二十条の八第六項中「樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごと」を「樹体共済の共済目的の種類ごと」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等に」を削り、同条第七項中「の定める」を「で定める」に、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条第二項を削り、同条を第百五十条とする。

第百二十条の七を削る。

第百二十条の六に見出しとして「（共済金額）」を付し、同条第一項を次のように改める。

収穫共済の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一　当該収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量に果実の単位当たり価額を乗じて得た金額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

二　当該収穫共済の共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号」に、「収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごと」を「収穫共済の共済目的の種類ごと」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百二十条の六第四項中「第一項第三号」を「前項」に改め、「収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の」を削り、「果樹共済資格者」を「共済資格者」に改め、「農林水産大臣が定める準則に従い、その者が」を削り、「収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に係る」を「収穫された収穫共済の共済目的の種類ごとの」に、「第百二十条の八第三項」を「第百五十条第二項」に改め、「として」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同条第五項中「の収穫共済の共済目的の種類等」を「の収穫共済の共済目的の種類」に、「、当該収穫共済の共済目的の種類等」を「、当該収穫共済の共済目的の種類」に、「第二号、第二項並びに第三項」を「第二項」に、「第一項第一号及び第二号中「標準収穫金額（」を「同号中「収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量に」に、「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等」を「収穫共済の共済目的の種類」に、「に、」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」を「の標準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る」に改め、「数を乗じて」を削り、「合計額」と、同項中「収穫共済の共済目的の種類」に、「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」を「収穫共済の共済目的の種類の細区分」に改め、同条第六項中「共済金額は、」の下に「樹体共済の」を加え、「樹体共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者」を「この款において同じ。）」に改め、「、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等の定めるところにより」及び「に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十」を削り、「おいて、」を「おいて農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が」に改め、同条第七項を次のように改める。

前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員又は共済資格者ごとに、樹体共済の共済関係に係る果樹及び支持物の価額を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

第百二十条の六第八項を削り、同条を第百四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共済掛金率）

**第百四十九条**　果樹共済の共済掛金率は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「収穫共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「樹体共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、それぞれ基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

前項の共済掛金標準率は、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第百十八条から第百二十条まで、第三章第四節の節名及び第百二十条の二から第百二十条の五までを削る。

第百十七条に見出しとして「（共済金の支払とみなされる場合）」を付し、同条中「家畜共済」を「疾病傷害共済」に改め、「疾病又は傷害の」を削り、「、組合等」の下に「又は都道府県連合会」を、「当該組合等」の下に「又は当該都道府県連合会の組合員たる組合等」を加え、同条を第百四十六条とし、同条の次に次の款名及び一条を加える。

**第四款**　果樹共済

（共済関係の成立）

**第百四十七条**　果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が現に栽培している収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹（収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。）の全てを収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

第百十三条から第百十六条までを削る。

第百十二条に見出しとして「（共済責任の開始日及び共済掛金期間）」を付し、同条第一項中「共済規程等に」を「事業規程等に」に、「第八十六条第一項の共済規程等の」を「事業規程等で」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「（肉豚）」を「（農林水産省令で定める家畜」に、「第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する」を「一年未満で農林水産省令で定める」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「農林水産省令で定める」を加え、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条第三項中「（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四条第一項において同じ。）は、第一項本文」を「は、第一項」に改め、同条を第百四十二条とし、同条の次に次の三条を加える。